

2024年度

外国人介護人材 受入れガイドブック



contents

介護分野における制度の比較と特徴	02
介護分野の外国人材に求められる日本語能力	03
外国人材受入れ時の注意点	
技能実習や特定技能に関わる機関と役割について	04
技能実習 4 名紹介	05
特定技能 4 名紹介	07
在留資格「介護」 4 名紹介	09
外国人材に配慮したやさしい日本語	11
外国人材に対する日本語教育	12
生活基盤を整える支援・職場での支援	13
外国人材に対する適正な労務管理について	14
技能実習の概要	15
特定技能の概要	16
在留資格「介護」の概要	17
防災・防犯に関する支援	18
相談窓口	
受け入れチェックリスト	

介護分野における制度の比較と特徴

	日本の介護福祉士養成校を卒業し 在留資格「介護」を持つ外国人	技能実習制度を活用した 外国人（技能実習生）	在留資格「特定技能1号」を 持つ外国人
制度開始	2017年9月1日	2017年11月1日	2019年4月1日
制度の目的	介護福祉士の資格を有する者が介護 又は介護の指導を行う業務に従事す る活動	開発途上国などの経済発展に貢献す るために、日本が培った技能や技 術、知識を移転すること	一定の専門性と技術を持つ外 国人の受入れ
送り出し国	制限なし	制限なし（技能移転のニーズがある国） ※16ヶ国 2024年10月現在	制限なし ※17ヶ国 2024年10月現在
在留資格名	介護福祉士を取得する前：留学 介護福祉士を取得した後：介護	1年目：技能実習1号 2～3年目：技能実習2号 4～5年目：技能実習3号 （優良な実習実施者） 一般監理団体のみ	特定技能1号
在留期間	介護福祉士の資格を取得した後は、 制限なしで更新でき、永続的な就労 が可能	技能実習1号：最長1年 技能実習2号：最長2年 技能実習3号：最長2年 （優良な実習実施者） 一般監理団体のみ 合計 最長5年 ※介護福祉士の資格取得後は在留資格「介護」 へ変更可能 ※技能実習2号まで修了すれば「特定技能」に必 要な試験を免除	通算5年 ※介護福祉士の資格取得後は在留資格 「介護」へ変更可能
入国時の 日本語能力 ※1	養成校前段の日本語学校への入学に ついては、「日本語能力試験（JLPT） N5以上の認定を受けていること」な ど。専門課程については、法務大臣が 告示をもって定める（国内の）日本語教 育機関で、1年以上の日本語教育を受 けた者	入国時は日本語能力試験N4合格 （同等の能力を有すると認められ ること） 2年目以降、技能実習2号に移行す るときはN3程度が要件	国際交流基金日本語基礎テスト 又は日本語能力試験 N4以上及び介護日本語評価試験 に合格
勤務できる サービスの 種類	制限なし	訪問系サービス以外	訪問系サービス以外 ※2
夜勤の可否	可能	夜勤業務等を行うのは2年目以 降に限定する等の努力義務を業 界ガイドラインに規定	可能
介護職種での 転職の可否	可能	原則不可	可能
配置基準の 算定期間	就労開始から	（令和6年度介護報酬改定） 事業者の意思決定により、N2未満 も就労開始から算入可能	就労開始から
調整機関	なし	監理団体型：各監理団体による 受入れ調整 企業単独型：各企業が独自に調整	登録支援機関

※1 日本語能力の目安は、次項を参照 ※2 解禁の動きあり（本冊子P16参照）

介護分野の外国人材に求められる日本語能力

	認定の目安（参照：日本語能力試験公式サイトより）	できることの目安
むずかしい	N1 幅広い場面で使われる日本語を理解することができる 【読む】 幅広い話題について書かれた新聞の論説、評論など、論理的にやや複雑な文章や抽象度の高い文章などを読んで、文章の構成や内容を理解することができる。 【聞く】 ・幅広い場面において自然なスピードの、まとまりのある会話やニュース、講義を聞いて、話の流れや内容、登場人物の関係や内容の論理構成などを詳細に理解したり、要旨を把握したりすることができる。	国公立大学入学 【取得時期の目安】 技能実習3号または技能実習2号、及び技能実習から特定技能1号移行後（入国後3年以降）
	N2 日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる 【読む】 ・幅広い話題について書かれた新聞や雑誌の記事・解説、平易な評論など、論旨ろんしが明快な文章を読んで文章の内容を理解することができる。 ・一般的な話題に関する読み物を読んで、話の流れや表現・意図を理解することができる。 【聞く】 ・日常的な場面に加えて幅広い場面で、自然に近いスピードの、まとまりのある会話やニュースを聞いて、話の流れや内容、登場人物の関係を理解したり、要旨を把握したりすることができる。	国家資格（介護福祉士）試験受験レベル 私立大学・専門学校入学 【取得時期の目安】 技能実習2号（入国後2～3年）
	N3 日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる 【読む】 ・日常的な話題について書かれた具体的な内容を表す文章を、読んで理解することができる。 ・新聞の見出しなどから情報の概要をつかむことができる。 ・日常的な場面で目にする難易度がやや高い文章は、言い換え表現が与えられれば、要旨を理解することができる。 【聞く】 ・日常的な場面で、やや自然に近いスピードのまとまりのある会話を聞いて、話の具体的な内容を登場人物の関係などとあわせてほぼ理解できる。	技能実習「介護」2号 【取得時期の目安】 技能実習1号終了まで（入国後1年以内）
	N4 基本的な日本語を理解することができる 【読む】 ・基本的な語彙や漢字を使って書かれた日常生活の中でも身近な話題の文章を、読んで理解することができる。 【聞く】 ・日常的な場面で、ややゆっくりと話される会話であれば、内容がほぼ理解できる。	技能実習1号（介護）特定技能1号 【取得時期の目安】 技能実習1号の開始時期（入国前）
やさしい	N5 基本的な日本語をある程度理解することができる 【読む】 ・ひらがなやカタカナ、日常生活で用いられる基本的な漢字で書かれた定型的な語句や文、文章を読んで理解することができる。 【聞く】 ・教室や、身の回りなど、日常生活の中でもよく出会う場面で、ゆっくり話される短い会話であれば、必要な情報を聞き取ることができる。	

外国人材受入れ時の注意点

①日本人と同様に社会保険等の加入が必要です。

外国人労働者を雇う際の社会保険の手続きは、4つあります。

- ・健康保険・介護保険（40歳以上の場合のみ）に加入（事業主が日本年金機構に届出）
- ・厚生年金保険に加入（事業主が日本年金機構に届出）
- ・雇用保険に加入（事業主がハローワークに届出）
- ・労災保険の適用（事業主が全額負担）

②労働条件について

労働基準法に準じて支払います。

③留学生のアルバイト雇用における注意点

留学生をアルバイトで雇入れる場合、「資格外活動許可」を受けていることの確認が必要です。一週間の労働時間は28時間を上限とする規定があります（但し、学校の長期休暇期間に限り週40時間まで可能です）。28時間は、超えてはいけない上限ですので厳守しなければなりません。もし違反すると、強制退去もしくは次回の在留資格の更新期間が短くなるなど不利益があります。

また、留学生本人だけでなく、雇用主にも罰則が適用されます。「3年以下の懲役または300万円以下の罰金のいずれか、あるいは双方」が課されることがありますので、労務管理には細心の注意を払う必要があります。

④扶養控除等について

外国人材の方が母国の家族を扶養に入れることを希望される場合、日本での控除が適用されるためには、年末調整時に、扶養証明書に記載がある家族への送金証明書（毎月）及び扶養控除申告書の提出が必要です。また、送金証明書の発行は時間がかかるので、早めに書類の送付を依頼してもらうように本人に依頼が必要です。

技能実習や特定技能に関わる機関と役割について

●技能実習や特定技能に関わる機関について

技能実習や特定技能に関わる機関には、次のようなものがあります。

技能実習では、商工会や事業協同組合など、非営利の監理団体が技能実習生を受け入れたうえで、組合に入っている企業が実習を行います。一方で、特定技能については、雇用する企業や個人事業主などが受入れ機関です。受入れ機関は、特定技能外国人に支援を行わなければなりませんが、登録支援機関に委託をすることが可能です。登録支援機関とは、特定技能外国人の支援計画の作成や実施を行う機関で、業界団体や社労士、民間法人、行政書士などが該当します。

●機関の役割について

監理団体：技能実習生の受け入れ機関として、サポートを提供します。

登録支援機関：特定技能外国人が円滑に活動できるよう、在留期間における支援計画の作成や実施を行います。

受入れ機関（特定技能所属機関）：特定技能外国人を雇用し、支援計画を作成して支援を行うことが義務付けられています。

●受入れ機関が外国人を受入れるための基準（出入国監理庁ホームページから抜粋）

- ① 外国人と結ぶ雇用契約が適切（例：報酬額が日本人と同等以上）
- ② 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ③ 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
- ④ 外国人を支援する計画が適切（例：生活オリエンテーション等を含む）等

●受入れ機関の義務（出入国監理庁ホームページから抜粋）

- ① 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行（例：報酬を適切に支払う）
- ② 外国人への支援を適切に実施（登録支援機関に委託も可。※全部委託すれば上記の③も満たす。）
- ③ 出入国在留管理庁への各種届出を適切に実施 等

（注）①～③を怠ると外国人を受け入れられなくなるほか、出入国在留管理庁から指導、改善命令等を受けることがある。

●監理団体について

技能実習生制度の適切な運営をサポートするために、技能実習生の受け入れや指導、監査を行う非営利団体です。

●監理団体の役割

- ① 企業の依頼を受けて、技能実習生の募集や受け入れまでの手続きを行う
- ② 現地等での面接を行う
- ③ 企業への指導や監督を行う（技能実習生が計画と異なる作業に従事していないか、受け入れ企業が法令に違反していないかなど）

●登録支援機関について

登録支援機関とは、受入れ機関（特定技能所属機関）からの委託を受け、特定技能外国人支援計画の全ての業務を実施する者のことです。委託を受けた機関は、出入国在留管理庁長官の登録を受けることで、「登録支援機関」となることができます。

●登録を受けるための基準（出入国監理庁ホームページから抜粋）

- ① 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ② 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）

登録支援機関の義務

- ① 外国人への支援を適切に実施
- ② 出入国在留管理庁への各種届出



技能実習

キン マー ウー
KHIN MAR OOさん

所属 社会福祉法人 さゆり会
グループホームゆたっとうす

Q. 日本の印象はどうか？（日本に来て感じたことなど）

日本に来た際は涼しくて気持ち良かったです。建物の設備が素晴らしく見えました。坂道が多いので自転車では少し大変だと思いました。道にゴミがなくて綺麗でした。

Q. 介護の仕事を選んだ理由を教えてください。

ミャンマーにいた時に日本の高齢者のお世話をする仕事を紹介していただき、日本で介護の仕事、日本の習慣と生活を学びたいと思いました。

Q. 職場の印象について教えてください。

今の職場は私が最初の外国人ですが、職員の皆様に優しく教えて頂いたのが困ることなく、早めに仕事がうまくなりました。ご入居の皆様とも楽しく過ごせています。良い職場なので仕事を続けたいと思います。先輩たちに心から感謝しております。



（アンケート回答者へ向けた）
職場の上司よりコメント

副主任 山田勇吉さん



ミャンマーから技能実習生として来られて、三年目になりました。当初から変わらず、丁寧な言葉遣いや対応を心がけて仕事に専念されています。職場の仲間とはすぐに打ち解けることができており、仕事内容も月日を重ねるごとに知識と技術を習得されています。また、積極的に地域への行事等に参加され地域の一人として活躍されています。

●介護への思い（事業所の理念等）について

「ゆっくり・たのしく・笑顔で」を介護理念としています。ゆっくりすることで、柔軟に利用者様に対応することができ、たのしく・笑顔で一日を共に過ごすことができています。

●外国人材受け入れへの取組みについて

法人では人材育成の制度や住まいの確保等を進めており、外国人を受け入れる体制づくりを整備しています。また、日本語検定や介護福祉士等の資格取得に向けての勉強会や、研修への参加を積極的に促しています。



技能実習

スエ スエ モン
SWE SWE MONさん

所属 社会福祉法人 愛隣会
特別養護老人ホームはさみ荘

Q. 日本の印象はどうか？（日本に来て感じたことなど）

ミャンマーに比べて日本は長生きしている高齢者が多い国です。そして静かで騒音が聞こえない事、ゴミを捨てるルールが厳しい事、停電しない事などが日本の良い印象です。また日本人は歳をとっても仕事をしているのがすごいと思います。

Q. 介護の仕事を選んだ理由を教えてください。

大学を卒業して、何の仕事をするか決めていませんでしたが、日本に行って働きたいと思っていました。まず日本語を勉強するために日本語学校に行きました。

先生から日本の高齢者介護の仕事を紹介していただき、高齢者の介護の仕事をしたいと思うようになりました。また同時に日本の文化も学びたいと思いました。

Q. 職場の印象について教えてください。

初めての日本の職場で働くのはとても不安でした。なぜならこの職場で初めての外国人技能実習生だったからです。日本の皆さんが優しく教えてくれるか、言葉が通じるのかなど色々心配でした。でも日本の先輩の皆さんは、優しく・辛抱強く教えてくれました。本当に心から感謝いたします。



（アンケート回答者へ向けた）
職場の上司よりコメント

介護主任 小川大貴さん



異国の地での生活は、文化や言語の違いから多くの困難があったと思いますが、そのような挑戦に果敢に立ち向かい素晴らしい成果を上げています。あなたの献身的な努力と熱意は、私たち施設において大きな貢献を果たしています。日々の業務における真摯な姿勢と、入居者様への温かいケアに職員一同深く感銘を受けております。今後ともに協力し合いながら、質の高い介護サービスの提供を目指していきましょう。最後になりますがこれまでのご尽力に感謝申し上げますとともに、今後ともよろしくお願いいたします。

●介護への思い（事業所の理念等）について

地域で生活する高齢者に住み慣れた環境で生活していただけるよう、様々な福祉事業で利用者様とご家族を支援しております。利用者様が毎日、笑顔で生活できる場所を目指し、また、ご家族様の介護負担が軽減できるように、通い・泊まり・居住の組み合わせを臨機応変に応じられるような体制を構築しております。また職員の専門性を高めるための研修・補助金制度を積極的に行い質の高い介護サービスを提供するための体制を構築しています。

●外国人材受け入れへの取組みについて

初めは、外国人採用に不安はありましたが、試しにミャンマーの外国人技能実習生を、R4年7月に受け入れてみました。採用してみると勤勉かつ真面目で努力をし、周りにも気配りができる素晴らしい人材でした。それ以降ミャンマーの外国人技能実習生及び特定技能外国人を積極的に受け入れ、延べ10名になりました。介護業務（夜勤）を覚えるのも早く、貴重な戦力になっていただいています。今後も定期的な採用を考えています。



技能実習

サンダー

ウィン

SANDAR WINさん

所属 医療法人 社団東洋会
介護医療院 リハサポート

Q. 日本の印象はどうか？（日本に来て感じたことなど）

新しい土地なので、いろいろなことを体験したいです。
母国との違いが分かったのもっと頑張りたいです。
優しくて親切な人々であるので、とても幸せです。

Q. 介護の仕事を選んだ理由を教えてください。

私、祖母が大好きだったんですけど、祖父が認知症になってしまったのがきっかけです。

そこで何もできなかった自分がいたので、やってみようかなというのが仕事のきっかけです。

Q. 職場の印象について教えてください。

仕事に関しては面倒見が良いので、利用者様は喜んで手伝ってくれます。
少し難しいですが、頑張っって勉強していきたいと思います。

(アンケート回答者へ向けた)
職場の上司よりコメント

介護主任 鬼塚知子さん



初めての技能実習生を受け入れるにあたって、文化の違いや日本語での会話、理解が得られるか、指導の仕方について不安はありましたが、サンダーさんはとても日本語を勉強しており、会話も日本語でコミュニケーションが出来、介護の仕事にもまじめに取り組んでおられ、仕事を覚えることが早く、気付いたことをすぐ報告してくれます。不安は徐々になくなり今はとても頼もしい存在です。利用者様、私たちにも優しく声をかけいつも笑顔で接してくれるので心が和みます。仕事をしながら日本語の勉強は大変ですが、支えられる事行いながら今後も頑張っって欲しいと思います。

●介護への思い（事業所の理念等）について

介護医療院リハサポートの理念は「その人らしさと生活を支える、医療・介護・リハとの融合」を元に、利用者の尊厳を保障することを最大の使命とし、利用者の自立支援を念頭に必要かつ良質のサービスを提供、生活感が溢れる施設、地域に開かれた施設を目指しております。医療・介護・リハとの連携を取りながら個々の ADL、QOL を生かしたケアを行い、利用者が安心して、その人らしい生活を送れるようサポートするという思いで取り組んでいます。

●外国人材受け入れへの取組みについて

最初はスタッフと共に環境整備、リネン交換を行い、利用者に関わるケアの食事介助、オムツ交換、入浴介助、移乗、移動、更衣等は、先輩スタッフが一緒に就いてまずは見学、説明を行ってからやって頂き助言をしていきました。
暫くは、同じ業務を繰り返し行い出来るようになったら、新しい業務の指導を行い徐々に出来ることが増えていきました。



技能実習

グ

ワー

カイン

NGU WAR KHAINGさん

所属 社会福祉法人 杏心会
介護付き有料老人ホームこころのしろ

Q. 日本の印象はどうか？（日本に来て感じたことなど）

初めて来たとき、母国に比べて日本は綺麗で、道端にゴミが落ちていることがなくて、環境が整っていることに驚きました。さらに、バスや電車が定刻で来ることや、車内で大きい声で話している人がいないこと、また、落とし物をしても、後日見つかることがあって、とても規律が正しい国だと思いました。

Q. 介護の仕事を選んだ理由を教えてください。

祖父の介護が必要になった時、何をすればいいのか全く分からなかったことがきっかけです。介護の知識を身に着けたいと思い、この仕事を選びました。

Q. 職場の印象について教えてください。

自分が困っている時には、先輩職員たちが優しく、丁寧に教えてくださるので、楽しく仕事をさせていただいています。心から感謝しています。

(アンケート回答者へ向けた)
職場の上司よりコメント

介護副主任 坂本良兵さん



カインさんは仕事熱心で、いつも笑顔で業務に励まれています。明るく、前向きなので、職場の同僚や入居者様からも人気者です。分からないことや、連絡事項があったら、すぐに報連相をしてくれるので、助かっています。
慣れない環境で大変だと思いますが、色々なことに挑戦して貰えたらと思います。

●介護への思い（事業所の理念等）について

社会福祉法人杏心会の理念は「思いやりと創造」です。地域に密着した地域とともに歩む施設として、常に入居者様・御家族の皆様の立場で考え、こころをこめてケアに取り組みます。

当施設において、入居者様が「その人らしい生活」が送れるように施設サービス計画に基づき、日常生活上の援助、機能訓練、健康管理及び療養上の援助、支援を行います。

入居者様・御家族の立場に立った判断・行動を出来るだけ行い、明るく家庭的な雰囲気や、地域や家庭との結びつきを重視した施設運営を行います。

●外国人材受け入れへの取組みについて

同企業グループ内にある、監理団体からの受け入れを積極的に行っています。実習中も連携を密に行い、指導や助言をいただきながら、より適正な外国人雇用に努めています。

また、同じ建物内にこころ医療福祉専門学校があり、介護福祉科や、日本語科の教員による講習も受講でき、外国人材への教育サポート体制も充実しています。



特定技能

セイ マ マ
SEIN MA MAさん

所属 医療法人 栄和会
泉川病院

Q. 日本の印象はどうですか？（日本に来て感じたことなど）

日本に来て仕事を始めて言語も違う人と出会って新しい経験がありました。日本はとても親切な人が多い印象です。そして、生活環境が清潔できれいな所も満足しています。日本での生活を経験することで自分がもっと成長することができる国だと感じています。

Q. 介護の仕事を選んだ理由を教えてください。

日本語を勉強していくうちに日本で働きたいと思い始めた時に、日本語を教えてくれる学校の先生に相談したのがきっかけでした。はじめて介護の仕事を紹介してもらった時に高齢者の QOL を支援するやりがいのある仕事だと思ったことが介護の仕事を選んだ理由です。将来、自分の家族や大切な人が年をとったら仕事の経験を活かして助けてあげたいです。

Q. 職場の印象について教えてください。

日本での生活や仕事は初めての経験なのでわからないことばかりでしたが、なんでも理解できるまで丁寧に教えて頂いています。入国して間もない時は悩みやストレスもありましたが、いつでも職場の皆様が相談にのってくれますので感謝しています。仕事をもっと頑張って職場の皆様と一緒に楽しく過ごしたいと思います。



（アンケート回答者へ向けた）
職場の上司よりコメント

看護師長 相川 猛さん

当法人に來られて約 7 カ月。慣れない業務だけでなく家族と離れ異国で生活する環境下でたくさんの不安やストレスを感じる場面もあったことでしょう。しかし、ママさんは常に周囲に対して笑顔で丁寧に対応してくれるので、その前向きで誠実な姿勢に全職員が刺激を受け、職場の雰囲気明るくなったと実感しています。採用当初から屈託のない笑顔と誠実な対応に好感がもて、時間の経過とともに日本語もさらに上達し、他職員とのコミュニケーションも日常生活では殆ど支障がないほどです。私達日本人もマンマのこともっと教えてもらい、異国文化の違いを楽しみながら職員みんな成長していきたいと思います。

●介護への思い（事業所の理念等）について

「悩める人を癒し、苦痛を和らげ、心を慰め、そして病気の予防を」の経営理念のもとにご利用者さまに感謝し、尊厳を重んじ大切に真心を込めて支援します。介護とは、お世話をするだけでなく、誰もが愛され、今よりもっとお元氣になってその人らしく心豊かな人生を送っていただくことだと考えます。私たち栄和会は、心温まる介護のあるべき姿を追求し、高齢社会において地域で協力的、助け合える環境を創っていきます。

●外国人材受け入れへの取組みについて

「当法人に関わる職員を可能な限り幸せにしたい」という想いを軸に、理事長指示のもと外国人受け入れに対応するプロジェクトチームを立ち上げ、課題や対応策を明確にしていきました。特に生活環境面では集団生活の中でプライバシーが確保できる個室空間や、キッチン及び水回り等に気を配り、既存する施設のリノベーション工事を施し受け入れ体制を整備しました。また、業務に限らず生活面においても職員全員で「同じ部署で働く仲間」として日常生活をサポートする行動が継続しており、買い物支援などのプライベートの関りも大事にすることで互いの関係性が向上していることを嬉しく思います。



特定技能

ス ス ウェ
SU SU WAIさん

所属 社会福祉法人 長崎友愛会
ゆうあいホーム こもれびの郷

Q. 日本の印象はどうですか？（日本に来て感じたことなど）

日本に来て公園へ遊びに行くところゴミを捨てるためのゴミ箱を探してもなかったです。広い公園にゴミ箱はなく、皆さんは自分のゴミを持ち帰ると先生に教えてもらってわかりました。他にミャンマーと比べると日本は真面目な人が多く、勤務時間前の 15 分から 30 分早く出勤することがわかり勉強になりました。

Q. 介護の仕事を選んだ理由を教えてください。

私の両親は 70 歳くらいです。本当は両親の傍に死ぬまでいたい。私は高齢者の方の昔話を聞くのが大好きです。日本には他の仕事もたくさんあるけれど、高齢者たちに私の両親の代わりに生活を手伝って差し上げて介護の事を勉強したいです。だから介護の仕事を選び、介護の仕事を勉強するために日本にきました。

Q. 職場の印象について教えてください。

職場にいらっしゃる利用者たちは優しくかわいいです。私がわからない日本の文化など色々教えてくださいます。今の職場では私が一番若いので先輩たちにいろいろ教えて下さって毎日幸せです。



（アンケート回答者へ向けた）
職場の上司よりコメント

施設長 松村健一さん



笑顔の素敵なススウェ（スーさん）さんが、介護特定技能実習生として仲間に加わらせて頂き、ゆうあいホームこもれびの郷は大変感謝しています。スーさんは、とても明るく優しくあふれ現場のスタッフとも良好な関係を築いております。学ぶ姿勢も非常に積極的で、介護能力、日本語のコミュニケーション能力も日に日に向上しています。いまやチームの一員として必要な存在であり重要な役割を果たしています。介護の現場では、さめ細やかなケアが求められますが、スーさんはその点でもとても優れており、その笑顔と優しさで利用者の方々に寄り添い、利用者からもとても信頼されています。日本の文化を理解し、職場全体に良い影響を与えてくれています。今後もスーさんの成長をサポートしながら、共により良い介護を提供していきたいと考えています。

●介護への思い（事業所の理念等）について

私たちが掲げる理念は、「もっと優しく、もっと温かく…」です。簡単なようですがすべての事柄に繋がる私たちの礎です。特にこもれびの郷では全方向型の介護を目指しています。心が通い人と人との触れ合いが一番です。人は独りぼっちでは生きていけません。誰もが家庭で、職場で、地域でいろんな人とふれ合って生きています。私たちは人と人との関係を大切にし尊厳が保たれるようなケアを心がけています。

●外国人材受け入れへの取組みについて

スーさんたちの受け入れは、私たちにとっても挑戦であり成長の機会です。共に働きながら、文化や価値観を超えて新しい介護の形を築いていくことに、期待と感謝を感じています。これからも、私たちは多様な人材と共に、誰もが安心して暮らせる介護サービスを提供し続けてまいります。法人としてまた介護福祉施設として、現在の日本における深刻な人手不足を解消するために、外国人材の受け入れを積極的に進めています。この取り組みは、単に労働力の確保を目的とするものではなく、私たちの施設がより多様で包摂的な環境を提供できるようになる道筋だと考えています。スーさんたちが日本の介護現場で働く上で、文化や言語の違いによる不安や戸惑いがあることは理解しています。そこで私たちは、十分な研修制度やサポート体制を整えることに努めています。そのために、日本語の習得支援や、介護技術に関する研修を岩永学園グループ様と連携しスーさんたちが安心して働ける環境を提供しています。私たちはスーさん達を一時的な労働力としてではなく、長期的なパートナーとして迎えることを大切にしています。彼らの生活やキャリアプランを尊重し、働きがいのある職場づくりを目指しています。また、地域社会とのつながりを深めることで、彼らが日本の社会に根付いていけるよう、サポートを続けていきます。



特定技能

パウデル

キラン

PAUDEL KIRANさん

所属

医療法人 博和会

介護老人保健施設サンブライト愛宕

Q. 日本の印象はどうですか？（日本に来て感じたことなど）

私は17歳で日本に留学してきました。事情があり一度ネパールに帰国しましたが、在留資格特定技能で日本に来ることができました。日本という国で、色々なことを学び、色々なことを教えてもらった国になるので、いつも日本という国に来てよかったと感じています。私は日本に来る前、『日本は安全な国』『清潔な国』『住みやすい優しい国』ということは聞いていましたが、実際にきてみると本当にそのままだと実感しました。

まず、体験したことといえば、『時間を大切にしている』『日本人は礼儀正しい』『差別が少ない』ということでした。私自身たくさんの人たちにサポートしてもらいながら日本で独立した生活を送れるようになり、いつも感謝しています。日本に来たばかりの頃は、日本語が分からず、文化も全く異なり大変でしたが周りの人たちに励ましてもらい、自分の中であきらめないという強い気持ちをもち日々過ごしました。その時にサポートしてくれた学校の先生方、アルバイトの先輩方にいつも感謝しています。慣れるまでは大変でしたが、慣れた後は、とても住みやすく働きやすい国だと強く思います。

Q. 介護の仕事を選んだ理由を教えてください。

はじめは、学校から介護職への紹介をしていただきました。アルバイトとして介護職につきましたが、母国でも介護職という職種が普及していないこともあり想像が全くできない状態でした。日本人の中で私だけ一人外国人で日本語もわからないこともあり、この仕事を続けることが不安でした。時間はかかりましたが、徐々に日本語が理解できるようになりそのうち利用者様とのコミュニケーションが取れるようになってくると同時に仕事内容も少しずつ覚えていき自信につながりました。子供の頃から、私は人のお世話をするのが大好きでたくさんコミュニケーションをとるのが好きな性格もあって「介護という仕事は楽しいな。」と思うようになりました。私が笑顔で利用者様に話しかけると利用者様もニコニコ笑顔になっている姿を見ると、「私は誰かの笑顔を作れることが出来るんだ。介護はとても素晴らしい仕事なんだな。」と思いました。私にとって介護はとても素晴らしい、誇らしい仕事です。

Q. 職場の印象について教えてください。

登録支援機関にて、このサンブライト愛宕という職場を紹介していただき感謝しています。介護老人保健施設サンブライト愛宕は長崎の町がきれいに見える所にあります。同じ場所で働かせてもらっていますが、皆さん、優しくまじめで人間関係もよく働きやすい環境です。来日した直後に、日本語もよくわからない私に、仕事以外のことで相談のつてくれ、日本文化や早く日本語が話せるように、とたくさんサポートをしてくれました。上司の方も、外国人という差別がなく日本人と同じように接してくれます。今でも困ったことがないか、色々なサポートをしてくれ、他の外国人の為に声をかけてくれるので、とても感謝しています。一番は差別なく平等に接してくれて、小さなことでも困っていたらサポートしてくれる、そんな所だと思います。毎日、お世話になっています。

（アンケート回答者へ向けた）
職場の上司よりコメント

介護主任 山田由希子さん



ネパールと日本での文化の違い、ネパールにはない日本語でのニュアンスによる違い、考え方の違いなど、仕事だけではなく私生活でも様々な困難がある中、キランさんはいつも笑顔で対応してくださります。

はじめは、『お疲れ様です』という言葉さえ知らなかったキランさんが、今では、日本人より日本人らしさをもっており、どんな仕事に対しても積極的に学ぶという姿勢があります。在留資格特定技能という壁を感じさせないキランさんは、この先、素晴らしい介護士になってくれると期待しています。

●介護への思い（事業所の理念等）について

『我々自身が利用したいと思える医療福祉サービスを提供する』の経営理念のもと、利用者様一人一人が何を求め、何に問題があるのかということに、丁寧に対応し、利用者様が安全・安心と思えるサービスの提供に努めています。また、そのサービス提供を実現するために外国人人材育成に対し日々対応していきながら、よりよい医療福祉サービス提供にむけて動いております。

●外国人材受け入れへの取組みについて

外国人人材を受け入れるにあたり、本人の日本語能力レベルに合わせた指導方法や、登録支援機関との連携をとることによって特定技能実習生へ安心感・人間関係の構築に努めております。

また、日本人職員に対しては、わかりやすい日本語で話すこととして、

- ・内容を理解したかどうか確かめながら話す
- ・短い文で話す
- ・はっきりとゆっくり話す

というように、特定技能実習生への助言指導を行えるような体制づくりを行うことにより、聞き間違いや理解したふりを防ぐことに繋がっています。

様々な、業務内容がありますが、まずは、

- ・施設の雰囲気になれる
- ・日本人がたくさんいる環境になれる

ことから始めてもらい、そこから食事の準備・片付け・環境整備他、負担が少ないものから職員指導のもと、作業を行ってもらい徐々に業務内容を広げています。



特定技能

トン

バン

チュク

TONG VAN CHUCさん

所属

社会福祉法人 優輝会

特別養護老人ホーム恵珠苑

Q. 日本の印象はどうですか？（日本に来て感じたことなど）

日本に来てからは、みんなフレンドリーでお互いに仕事を手伝ってくれていると感じます。コミュニケーションが難しいことはたくさんあると思いますが、それでも皆さんはすべてを理解できるように教えてくれました。

Q. 介護の仕事を選んだ理由を教えてください。

介護の仕事をしているのは、ご入居者が一人ではできないことを何でもお手伝いしたいと思っているので、お手伝いができたときの達成感が心の底から楽しいと思います。

Q. 職場の印象について教えてください。

初めて職場に来たときは、仕事のことはみんなが手伝ってくれて、私はコミュニケーションもあまりとれなかったのですが、それでもみんなが私を理解し、より良くなろうと努めてくれて、良いアドバイスや指導をしてくれました。



（アンケート回答者へ向けた）
職場の上司よりコメント

生活相談員 川崎 健さん



入社当初からとても勤勉で、笑顔あふれる対応が印象でもあり評価でもあります。また、「気づき力」が非常に高いことが彼の持ち味だと認識しています。いつもと違うことへの気づき。ヒヤリハットになり得た流れを、彼の気づきと報告・共有で止めたこともありました。介護職の適性がとてもあり、これからも活躍してほしいと思います。

●介護への思い（事業所の理念等）について

率直なところ、長年人材不足に悩んでいますが、それでも「入居者にとって」所謂パーソンセンタードケアをどこまで現場に浸透できるかが、キーポイントだと思います。

どうしても、マンパワー上やむを得ず簡略の方向になったり、接遇マナーが中心になれない瞬間は正直あります。

仕方ないことはなるべく認めたくえで、現場スタッフの頑張りもしっかり認める。そのうえで「入居者にとってどうか」を信念として中心に置くことが、今後の「選ばれる施設づくり」となり得るものと信じています。

●外国人材受け入れへの取組みについて

言語の壁を理解することから始めることが大切だったので、そのコミュニケーションや正確な伝達をスムーズに行うために「翻訳機」を導入・活用しました。

今でも継続して受け入れている外国人スタッフとのコミュニケーションツールとして活躍しています。

当施設としては、施設長（事務長）の考えのもと、早期に取り組みを始められていたことが良かったことと感じます。

今後も受け入れ体制については、その課題を法人全体で共有していき、外国人スタッフとの共存をより実現していきたいです。



在留資格「介護」

エリック

ゾウムアンブイア

ERIC ZOMUANPUIAさん

所属 社会福祉法人 日春会
特別養護老人ホーム 橘の丘

Q. 日本の印象はどうですか？（日本に来て感じたことなど）
人が優しいと感じています。治安もよく平和なので安心して暮らせます。今は奥さんと家族を日本に呼び寄せ一緒に暮らしていますが、給与面でも生活が楽になりました。

Q. 介護の仕事を選んだ理由を教えてください。
インドから日本で働くことを夢見て、来日しました。はじめは島原へ、その後吉岐へ行って、日本語と介護の仕事について学びました。この仕事に関わるようになって、介護のような人を助けサポートすることは、自分にとってとても大切なものだ実感するようになりました。利用者のみなさまにとって、安心して生活を送ることができるようサポートするのが、私の仕事だと思っています。日本語のこと、介護のことをもっともっと勉強し経験を積んで、何でも上手にこなせるようになりたいと思っています。

Q. 職場の印象について教えてください。
職員のみなさんは誰もが優しく、外国人の私にも分け隔てなく付き合ってくれます。わからないこと、知らないことは何でも教えてくれるので、困ったことがあればすぐに相談できます。外国から単身訪れている私にとって、とても心強く、安心できる環境です。また、私の働きぶりについても信頼してくれているのが実感できるのもうれしいです。それが自信にもつながっていて、さらに仕事に打ち込める、良い循環ができています。



（アンケート回答者へ向けた）
職場の上司よりコメント

施設長 三宅基次さん

当法人として初めての外国人職員受け入れでしたので、多少なりとも不安はありました。結果として最初の受け入れが【エリック】で良かったと本当に思います。仕事への向き合い方や、態度、周りへの好影響も含めて受け入れたことのメリットは計り知れないです。今では他の職員と遜色ないどころかそれ以上の仕事をしています。

●介護への思い（事業所の理念等）について

橘湾を眼下に望む豊かな自然と、愛情溢れる笑顔に囲まれた中で、これからの人生を安心して過ごせる「楽しい毎日」をお手伝いします。「笑顔とこころ、いつでも“人”が真ん中。」橘の丘の原点はすべて“人”にあります。

●外国人材受け入れへの取組みについて

外国人材の受け入れは、当法人の人材確保施策の一つです。長崎県の2025年の介護職員の不足率が-10%になるとのデータがあり、法人として外国人材受け入れの上限を4～5名と設定しました。それ以上の受け入れを実施すると、外国人材のことを安易に確保できる労働力と勘違いを起こしたり、今いる職員への満足度を高める努力を怠ることを危惧したからです。今現在はエリック一人ですが、ここ1,2年で後3名受け入れられるよう、各準備を進めており、特に住環境においてはより安心・安全に働けるよう整備しております。



在留資格「介護」

ガルブジャ

ディーパ

GARUBUJA DEEPAさん

所属 特定非営利活動法人 しまばら
ショートステイ十徳

Q. 日本の印象はどうですか？（日本に来て感じたことなど）
日本では、周りの人々のことを大事にされているところと時間を守りながらどんなこともきちんとするところが素晴らしいところだと感じました。

バスに乗るときもだいたい決まった時間で着くことはすごいと感じました。また、お店に行けば、欲しいものが手に入る、買い物も車で行けるところはネパールに比べてとても生活がしやすいと感じます。

Q. 介護の仕事を選んだ理由を教えてください。
日本に来て日本語科に入学してすぐに介護のアルバイトをしました。アルバイトを続け、介護福祉士科へ進学し介護の勉強をする中で、「認知症」の方に対する対応等を勉強しました。ネパールでは、日本の様な介護施設がありません。今でも、大家族で生活することが多いです。自分の祖父母の事が大好きで日本での介護技術を学びたかったので介護の仕事を選びました。

Q. 職場の印象について教えてください。
同じ法人の中で以前はグループホームで働き異動になり現在ショートステイで働いています。グループホームでもショートステイでも楽しく仕事をさせていただいています。職員の方々も分からないことを質問するとすぐに分かり易く教えてくれます。利用者様のお世話をしながら毎日色々な事を学んでいます。これからも介護の仕事を続けていきたいと思っています。



（アンケート回答者へ向けた）
職場の上司よりコメント

ホーム長 後田孝子さん

日本語科の時からアルバイトにきていたこともあり、入社してからスムーズに介護施設に馴染むことができました。令和6年4月よりショートステイ十徳の主任に就任しました。主任業務を覚えることが多い中、自ら率先して行動し業務を行っています。知識や技術の習得も早く、施設には欠かせない存在となっています。入社後、結婚、出産と現在は子育てをしながらの勤務ですが、これからも頑張ってください。応援しています。

●介護への思い（事業所の理念等）について

法人理念「喜誇心体」ともに「喜び」、支え合い、「誇り」を大切に、「心」と「体」の力を発揮しながら暮らせる家庭的な場を提供すること。地域に根差し、助け合いの精神のもと、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと寄与すること。この法人の理念に基づき、職員が一丸となり利用者様へ満足していただける様な介護を提供いたします。

●外国人材受け入れへの取組みについて

介護施設の雰囲気になれていただく為に、日本語学校の在学中からアルバイトという形で入所者の介護に携わっていただいています。その後、介護福祉士科へ進学した場合には卒業後に当法人で採用する形をとらせて頂いています。外国人材を受け入れるにあたり、各施設コミュニケーションを多くとりなじみやすい環境作りと相談しやすい環境をつくり、どのように教育をしていったらよいのか各施設管理者を中心に考えまたその内容を法人全体で共有し実践しています。また、業務内容等は分かり易い様に写真を用いて説明し日中業務はタイムスケジュールを作成し職員と一緒に業務を行っていくことを取り組んでいます。



在留資格「介護」

グルング

ジョティ

GURUNG JYOTIさん

所属 社会福祉法人 小柵アスカ福祉会
地域密着型特別養護老人ホームアスカ

Q. 日本の印象はどうですか？（日本に来て感じたことなど）

九州の長崎は、自分が生まれ育ったネパールと雰囲気が似ている感じがしましたので、意外と早く溶け込めたのかもしれません。東京・大阪・名古屋などに比べたら、華やかな雰囲気は劣るかも知れませんが、長崎は仕事に集中できる良い環境だとも思います。母親が急病の時に快く、一時帰国させてくれたユニットリーダーさんには本当に感謝しています。親切です。長崎でしっかりと働いて将来の夢を実現したいと思います。

Q. 介護の仕事を選んだ理由を教えてください。

ネパールでは、家族がいても家族に面倒を見てもらえない高齢者が増えてきています。

その方々は路上や寺院で暮らしています。私はその人たちのために日本で仕事を頑張ったあとにネパールで施設を建てるのが将来の夢です。自分が子供のころからお年寄りのおばあさん、おじいさんのお世話をするのが大好きでした。ネパールにいる時、家に83歳の祖母がおり、その時に少しアルツハイマー型認知症の症状が出ていましたが、ネパールでは、ずっと家族と一緒に過ごしました。2018年の10月に来日して日本語学校で学んでいましたが、ある時に、介護現場でアルバイトを始めました。初めは「グループホームひばり」で2年間、勤務しました。その方のやりたい事と好きな事を把握したうえで一人ひとりに合った適切なケアを提供していきたいという思いがあり、日本で介護を学びたいと思いました。あとは自分が学んだ事を自分の家族やご利用者の家族にも伝えたいし、認知症の方のためのケアを教えたいと思います。

Q. 職場の印象について教えてください。

自分が社会福祉法人「小柵アスカ福祉会」を選んだ一番の理由は、スタッフ同士の信頼関係の良さで外国籍のスタッフに対しても親切だったからです。分からないことがあったらすぐ分かりやすいように教えてくれます。とても働きやすい職場だと思い、入職しました。

現在は地域密着型特別養護老人ホームアスカで働いています。今、仕事で大切にしている事は、なるべくご自分で出来る事はご自分でやって頂くことです。その方が、どこまでが出来る、どこからが難しいのかを考えながら見守る事です。また、一人ひとりに合った個別のケアというのを提供していきたいと思っています。

外国籍のスタッフにとって、一番大変なことは日本語だと思います。出来れば日本語学校の時によく頑張て勉強することが大切です。その後には自分が分からなかった言葉などがあったらすぐに学校の先生や職場のスタッフなど周りの人に聞いたりして内容を確認しながら意味を理解し、自分で判断していくことが必要だと思っています。

(アンケート回答者へ向けた)
職場の上司よりコメント

新館別館課長 山下達彦さん



ジョティさんが日本の文化や価値観を尊重してくれるように、アスカ会のお客様やスタッフも同様にネパールの文化や価値観を大切にしており、良好な関係が続いております。お客様のAさんは「以前よりもおしゃべりを楽しむ時間が増えて嬉しい。」とジョティさんの優しく明るい接し方にとっても感謝していました。

「いつも熱心にケアしてくれてありがとう。」の気持ちはお客様、スタッフ共通の言葉になっています。

●介護への思い（事業所の理念等）について

小柵アスカ福祉会の理念の中に『地域社会（外国も含む）との交流に努め、福祉文化の向上を図ります。』という一文があります。

ジョティさんの寛容で社交的な特性はアスカ会の理念をしっかりと体现していると評価できます。

お客様や困っている人を思いやる気持ちが強い自身の特徴を更に生かしてアスカ会の理念やフィロソフィを広めていくことを期待しています。

●外国人材受け入れへの取組みについて

異なる文化背景を持つスタッフが互いの違いを理解して尊重し合える職場環境は今後も継続して行かなければなりません。

分かりやすくコミュニケーションが取れるように日本語の研修や業務に必要な専門用語の学習支援も強化して行きたいと考えます。

就労ビザに関する法的なサポートだけでなく、労働条件や福利厚生、メンタルヘルスについても手厚くしていく必要があります。

アスカ会で外国籍の介護人材が安心して働ける環境を更に強化し、より質の高いサービスを提供できる活気のある組織に発展するためには外国籍の外国人材受け入れは今後も積極的に行いたい取り組みと考えます。



在留資格「介護」

ハルディオ

メリカル

パレナス

JARDIO MERICAR PARRENASさん

所属 社会福祉法人 致遠会
小規模多機能型居宅介護事業所サンハイツ西町

Q. 日本の印象はどうですか？（日本に来て感じたことなど）

日本のシステム全体のタイムリーな仕事と献身的な姿勢は、私に感銘を与えたものの一つです。私は複雑な気持ちでした（研究の為に日本に行くのが嬉しい一方で家族や故郷を離れるのは悲しい）。私は、日本の冬と春の季節にも魅了されています。全体的にこの自然はとても美しいです。ただ、日本語がとても難しいと感じていますが、学習を続けて楽しんでいます。

Q. 介護の仕事を選んだ理由を教えてください。

私は、とても社会的でフレンドリーで、新しい人と出会うのが好きです。好きな仕事が出来てを光栄に思います。

また、私は、ご利用者様の幸福を向上させるためのサポートを提供していきたいと思っています。

Q. 職場の印象について教えてください。

私は、職場の協力的環境を楽しんでいます。誰もがうまく仕事をこなしていますが、チームワークも優れています。だからこそ私は、一緒に働く人々と本当に楽しい時間を過ごせるのです。また常に、とても親切に接してくれています。

(アンケート回答者へ向けた)
職場の上司よりコメント

管理者 五反田齊史さん



日本語での会話や記録など、たくさんの壁にぶつかり大変だろうと推察しています。精神的なストレスや体調不良時の心細さなど計り知れない苦労だったと思います。しかしながら、メリカルさんの分からない所はなんでも直ぐ聞くといった前向きな姿勢や、社交的で明るい性格から、ご利用者様からの信頼も厚く、職員にとっても、良い刺激となっており、事業所としても、なくてはならない存在となっています。今後ますます素晴らしい介護士になってくれると期待しています。

●介護への思い（事業所の理念等）について

『ご利用者様の「ゆたかに、安らかに、自分らしい生活」を支援します』という法人理念のもと、ご利用者様の立場になって考え、行動する。

常に笑顔と歌声があふれる楽しい「家」としての機能を提供できるよう取り組んでいます。

●外国人材受け入れへの取組みについて

受け入れに当たり、職場や生活面でしっかりサポート出来るようにしています。

職場では担当職員と一緒に業務を組み、業務をスムーズに覚えられるようにしています。日常生活等で困った時は、管理者・職員がサポート出来るようにしています。

定期的に面接・面談等を行い、改善できるよう取り組んでいます。

外国人材に配慮した“やさしい日本語”

やさしい日本語とは、普段私たちが使っている日本語を言い換えるなどして相手に配慮した分かりやすい日本語のことです。やさしい日本語は外国人だけでなく、子どもや高齢者など多くの人に対しても活用できます。

やさしい日本語啓発動画

やさしい日本語のポイント

「やさしい日本語」を使う上で非常に大切なのは「言葉選び」と「文の単純さ」です。
相手の日本語力や経験が違えば、分かりやすさも異なるため、やさしい日本語に絶対の正解はありません。
相手の立場に立ち、どういった表現が分かりやすいのか想像しながら言い換えていく必要があります。



言葉選びのポイント

①和語を使う

漢字が分からない人にとって以下の例の「記入」のような漢語は難しいものです。
「書いてください」という表現であれば初級の日本語学習者も分かるため、以下のように言い換えてください。

▶ 言い換え例 ここに記入してください ⇒ ここに書いてください。

②カタカナ語は避ける

「外国人＝英語が分かる」というのは大きな間違いです。また、日本語母語話者が英語だと思って使っているカタカナ語も、以下の例のような「マナーモード」は和製英語であり、伝わらないこともあります。カタカナ語の使用はできるだけ避けてください。

▶ 言い換え例 携帯電話はマナーモードにしてください。⇒ 携帯電話は音が出ないようにしてください。

③擬音語・擬態語は避ける

「ピカピカ」や「ガンガン」は、あくまでも日本語母語話者に伝わるニュアンスです。
擬音語・擬態語は使わず、他の表現をしてください。

▶ 言い換え例 床をピカピカに掃除してください。⇒ 床をきれいに掃除してください。

単純な文を作るために

①1つの文に伝えたいことは2つまで

複数伝えたい言葉がある場合は、まとめて伝えるのではなく、少しずつ伝えるよう意識してください。
また、伝える内容も絶対に必要な情報なのか取捨選択してください。

▶ 言い換え例

参加をご希望の方は、事務所にお越しいただくか、メールでの申し込み、または電話・FAXでお申し込みください。
⇒ 参加したい人は、申し込みの方法が3つあります。
事務所で申し込みます。メールで申し込みます。電話かFAXで申し込みます。

②文末は単純な形にして文体も統一する

「～られる」や「～させる」といった受身や使役表現は避けてください。
また文体も「～です」「～ます」に統一しましょう。

▶ 言い換え例 来月、研修が行われます。⇒ 来月、研修があります。

③細かいニュアンスを伝えることは諦める

やさしい日本語を使っていると、日本語母語話者と話すときのように細かいニュアンスまでは伝わらないことがあるかと思います。しかし、細かいニュアンスよりも「重要な情報」を「確実に」伝えることに重点を置いてください。
例えば、相手への敬意を示すために尊敬語を使いたい場面でも、やさしい日本語を使用する際は、あえて使わないほうが良い場合があります。以下の例の言い換え後の「来なくてもいいです」というのは不躰な印象を与えるかもしれませんが、伝えたいことは十分に伝わります。

▶ 言い換え例 お越しいただく必要はありません。⇒ 来なくてもいいです。

【参考文献】

『やさしい日本語表現辞典』、庵功雄 他、丸善出版、『入門・やさしい日本語 外国人と日本語で話そう』、吉開章、アスク出版

外国人材に対する日本語教育

(1) 外国人材とのコミュニケーションの基本

① 国によるコミュニケーション方法の違いを理解しておく

日本では、敢えて言葉せず「空気を読む」「意図を察する」ことで意思疎通を図ることがありますが、外国人にとって、このような文化は理解がありません。また、意見が異なる場合、日本では相手を傷つけないよう曖昧な表現を用いることがありますが、お互いの意見を明確に主張することが良いとする国もあります。介護の業務では、利用者に関する情報の共有は非常に重要であるため、国によるコミュニケーションの違いを理解した上で、問題が発生した場合には都度確認することが重要です。

② 話しやすい、聞きやすい雰囲気を作る

外国人が日本語を学ぶにあたって、「話すこと」「聞くこと」が重要なことは言うまでもありません。外国人がコミュニケーションを取ることに躊躇しないように、話しやすい、聞きやすい環境整備が必要です。解らないことがあればすぐに聞けるような関係づくりに努め、組織内の担当者も明確に定めておきましょう。

③ 指導や教育は、明確な表現で伝える

日本では、一から十まで全てを説明することなく、「あとは先輩の姿を見て学びなさい」といった教育方法があります。外国人にとっては、業務の理解に加えて、日本語の意味も理解も必要であるため、混乱や誤解を招く可能性が出てしまいます。指導や教育をする場合には、5W1H(いつまでに、誰に、何を、どのような理由で、どのようにするのか)を意識しながら伝えることが良いでしょう。また、言葉だけではなく、動作を積極的に見せて伝えることも効果的です。

④ 理解度を確認する。

外国人に理解度を確認する際には、「分かりましたか」といった包括的な確認では適切なものではありません。理解度を確認する方法としては、細かな内容について質問することや、メモを取ってもらい自分のことばで表現してもらったり、その場で実際にやってもらって理解度を確認するなどの工夫が必要です。

(2) 外国人材に対する日本語教育のポイント

外国人材を受け入れている事業所では、業務の指導・教育に加えて、日本語教育をしているところもあります。

<ポイント1>

「日常生活に必要な日本語」「介護業務に必要な日本語」「国家試験に必要な日本語」の3つに分けて学習計画を立てる。

① 日常生活に必要な日本語

買い物や銀行での手続き、公共機関での移動など、日常生活を送るために必要な日本語。実際の日常生活を送りながら習得していく場合が多いです。

② 介護業務に必要な日本語

介護現場で必要な専門用語など。主に業務中や職場の研修などで習得していく場合が多いです。

③ 国家試験に必要な日本語

介護福祉士試験など、資格試験に合格するために必要となります。社内外の研修や勉強会、e-ラーニングなどで習得する場合が多いです。

<ポイント2>

日本語の上達には、日本人とコミュニケーションをとる機会を積極的に増やしていくのが良いです。周囲に同じ出身国の友人等がいる場合、日本語を使う頻度が下がります。職員や利用者と話をすることで日本語の習得が進むことは間違いのないため、職場内での職員配置や、仕事外で日本人と話をする機会を増やすようにしましょう。

また、地域のサロン活動や、高齢者ボランティアの協力を得て、定期的に日本語を話す機会を設けている取組みも見られます。

長崎県が実施している「外国人介護人材への日本語研修事業」について

- オンライン JLPTレベル別研修(N1～N3チャレンジ)
- オンライン オンデマンド研修(N1～N3チャレンジ)

生活基盤を整える支援

1. 生活必需品をそろえる

住まいの提供や、家具家電などの準備、携帯電話の手続き支援やインターネット使用環境の整備など、生活必需品をそろえるための支援があります。

2. 各種制度や手続きの支援

公的制度の手続きは、外国人にとって大変難しいものです。ビザの更新手続きや、住民登録、健康保険への加入や支払いなどの支援が必要です。病気や怪我をした際に、お金がかかるなどの理由で受診を控えたり、受診しても症状を上手く伝えられなかったりするので、受診の奨励や付添いなどが必要です。

3. 生活に必要な手続きや知識の例

- | | |
|-------------------------|-----------------------------|
| ①銀行口座の開設 | ⑥交通事故・災害の対応方法案内 |
| ②携帯電話又はインターネットの利用に関する契約 | ⑦金融機関の利用方法(ATMの使い方、手数料など) |
| ③電気、ガス、水道などのライフラインの契約 | ⑧医療機関の利用方法(医療機関への自己申告書など) |
| ④海外送金用キャッシュカードの開設計手続き | ⑨日本の交通ルール(自転車の乗り方や公共機関の乗り方) |
| ⑤マップ(周辺マップ・防災マップ) | |

4. 生活ルール・マナー

日本と外国では生活上のマナーやルールが異なります。来日したての外国人には、次のような事を伝え支援が必要です。

- ①地域におけるゴミの分別や廃棄方法
- ②騒音に関して、近隣から苦情の来ないマナー
- ③生活必需品などの購入方法
- ④責任者・生活指導員への連絡ツール
- ⑤国又は自治体の相談窓口(外国語で相談できる窓口)

5. 体調の確認やメンタル面のサポート

母国と異なる環境では、ストレスにより心身に不調をきたす場合もあります(結核など、日本では流行らない疾病を発症する場合もあります)。定期的に健康診断を行い、必要な時には声をかけるなどこまめに状況を確認しましょう。

また、母国の共通している外国人や、留学経験のある職員などがサポートを担当すると、悩みを打ち明けやすい場合もあります。

職場での支援

◎受入れる前に行うこと

- 外国人人材を受入れる目的を事業所内で共有しましょう。事業所内での職員の協力を得るために、受入れ目的を共有しましょう。受入れ前に、日本人職員に対する研修やオリエンテーションを行うことも必要です。
- 介護業務の標準化や言葉遣いを統一するために見直しをしましょう。業務の考え方や進め方が異なると混乱が生じてしまいます。予め介護業務の標準化や、用語の使い方をわかりやすいものにしましょう。

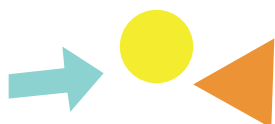
◎介護技能指導のポイント

- 日本の職場の基本的なルールを教える
仕事の仕方についてもルールは国によって異なります。あいさつや時間の厳守、「報告・連絡・相談」や職員同士の接し方など、日本の職場の基本的なルールを教えることが必要です。介護は、利用者の生活を支える仕事です。そのため、日本の文化や生活習慣なども理解させなければなりません。食事のマナーや入浴習慣なども基礎知識として教えておかねばなりません。
- 外国人人材の文化や生活習慣を理解して尊重する。
日本の文化や習慣を学んでもらうだけではなく、外国人の出身国の文化や習慣を理解して尊重し合うようにしましょう。食事や礼拝など、信仰上の配慮が必要な場合もあります。また、母国に帰省を希望する場合には長期間の休暇が想定されますので、予め日程等を話し合い必要な調整を行いましょう。

◎指導する際のポイント

①図や絵を使って説明する

漢字や難しい単語が理解できなくても絵や図があれば視覚的に理解が進みます



②文章は短く・簡潔にする

回りくどい表現は避けできるだけ短い文章にまとめる
わかりやすい日本語(本冊子 P11)を使いましょう

～します。
～です。

③ふりがなやひらがなを活用する

漢字・カタカナにもふりがなをふるようにする
難しい言葉やわかりにくい言葉は、注釈をつけたり、別の言い方にする

かつよう まな
活用 マナー

相手にわかりやすく説明を行う際には「やさしい日本語」(P11)を使うことが大切です。簡単でわかりやすい言葉を選択した上でやさしい日本語を使うようにしましょう。ゆっくり明瞭に話しましょう。

◎計画的かつ段階的な指導

目標イメージ

1か月目

2か月目

3か月目

4か月目

5か月目

6か月目

7か月目

8か月目

10か月目

1ヵ月～6ヵ月まで
介護技術の習得を目指す。
食事介助、移乗・移動介助、排泄介助、衣服の着脱の介助、入浴介助、介護記録への入力など

初級修得項目振り返り(基礎的な介護を実践できるレベル)

介護記録への入力開始

夜勤開始

1～2か月目は入国後講習。
夜勤は2年目以降に限定する努力義務。

外国人材に対する適正な労務管理について

外国人労働者が日本で安心して就労し、企業や地域社会の一員として活躍するためには、事業主による関係法令の遵守や適切な待遇の確保、日本人との相互理解等を通じた魅力ある職場環境の整備、職業生活上、日常生活上又は社会生活上の適切な支援が重要です。

※「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（厚生労働省）」から抜粋

(1) 在留資格共有に関わる各種法律

●労働基準法 ●労働安全衛生法 ●労災保険法 ●雇用保険法 ●厚生年金保険法 ●健康保険法 ●男女雇用機会均等法
●最低賃金法 ●職業能力開発促進法 ●労働契約法 ●出入国管理及び難民認定法 等

(2) 募集及び採用の適正化

募集にあたっては、採用後に従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間、就業の場所、労働契約の期間、労働・社会保険関係法令の適用に関する事項についてその内容を明らかにした書面の交付または当該外国人が希望する場合における電子メールの送信のいずれかの方法により、母国語その他の当該外国人が使用する言語又は平易な日本語を用いて明示することが必要です。

採用に当たって、あらかじめ、在留資格上、従事することが認められる者であることを確認することとし、従事することが認められない者については、採用してはなりません。

併せて、事業主は、家族の住所や緊急時の連絡先を把握しておくように努めて下さい。

(3) 適正な労働条件の確保と労務管理

- ①就業形態の違いによる不合理な待遇の禁止
- ②性別・思想・信条・宗教等の差別禁止
- ③労働基準法等関係法令の周知及び遵守

◎安全衛生の確保

- ①安全衛生教育の実施
- ②労働災害防止のための日本語教育等の実施
- ③労働災害防止に関する標識、掲示等
- ④健康診断の実施
- ⑤健康指導及び健康相談の実施
- ⑥母性保護等に関する措置の実施
- ⑦労働安全衛生法等関係法令の周知

◎外国人労働者の雇用状況の届出

新たに外国人労働者を雇い入れた場合若しくはその雇用する外国人労働者が離職した場合は、当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期間等の事項について公共職業安定所の長に届け出ること。

（外国人雇用状況届出
について（厚生労働省））



◎資格外活動で就労する場合の注意点

在留資格「介護」取得を目指して介護福祉士養成校に所属する学生については、在留資格「留学」となる。「留学」ビザにおいて、本来就労は認めらず、資格外活動が許可された場合には、原則として「週28時間以内」での就労が認められます。この就労制限について、事業主は理解していなければなりません。特に、入国後間もない学生は、周知が不足している場合が多く、他の事業所での兼業状況など外国人に口頭で確認するなどの対応が必要です。

特定技能の概要

1. 制度の趣旨

国内人材を確保することが困難な状況にある産業分野において、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることを目的として在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」が創設されました。なお、介護職種に特定技能2号はありません。^{※1}

2. 在留資格「特定技能1号」

○国内外で実施される次の試験に合格すること
技能試験（①介護技能評価試験）
日本語試験（②国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験N4以上及び③介護日本語評価試験）

3. 在留期間

1年を超えない範囲で法務大臣が個々の外国人について指定する期間。（更新可能）
また在留期間は通算して5年を超えることができません。^{※1}

4. 従事可能なサービス種別

入浴、食事、排せつの介助等の身体介護やレクリエーションの実施、機能訓練の補助等の支援業務に従事可能です。現時点では訪問介護等の訪問系サービスに従事することはできません。^{※2}

5. 配置基準の算定

雇用後すぐに配置基準に含めることが可能です。ただし、6か月間は受入れ施設におけるケアの安全性を確保するための体制が必要です。また、事業所に勤務する日本人等の常勤換算の総数を上回ることができません。^{※5}

6. 夜勤の可否

可能^{※5}

7. 転職の可否

同一業務区分内の転職が可能^{※1}

8. 受入れ調整機関

事業所（受入れ機関）が直接受入れ可能です。受入れ機関は外国人が日本で働く上で、介護の仕事のみならず日常生活や社会生活を支援するために「特定技能外国人支援計画」を立て履行する必要があります。支援計画に係る業務やその他の手続きは「登録支援機関」に全部あるいは一部委託することもできます。

9. 人材のマッチング

(1) 雇用形態はフルタイムによる直接雇用に限られ、人材派遣形態による雇用は原則

できません。また複数の事業所（受入れ機関）と雇用契約を締結することもできません。^{※1}

(2) 特定技能雇用契約（雇用契約）は日本人と同等額以上であること、また在留期間5年を迎える雇用契約の終了時には、帰国のための措置を行う必要があります。^{※1}

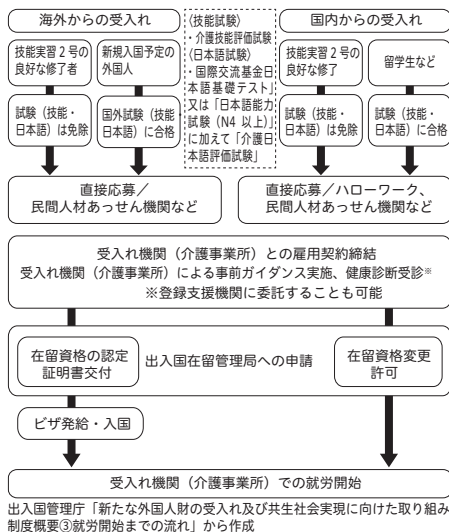
(3) 事業所が受入れ機関として採用活動を行うほか、人材あわせん機関を利用することもできます。^{※1}

(4) 外国人やその家族から補償金を徴収することや違約金を定めることはできません。

10. 家族帯同

不可

11. 受入の流れ



(1) 海外から受入れる場合には、介護の技能試験や日本語試験に加え、介護日本語試験を受験する必要があります。

ただし過去に技能実習2号を良好に修了した外国人等は、これらの試験が免除される場合があります。試験日程は、二国間協定を締結した国を中心に公開されており、試験は国内でも実施されています。国内で他の在留資格を持つ外国人が特定技能に移行する場合には介護技能試験と介護日本語試験に合格する必要がありますが、技能実習2号の修了者などは、これらの試験が免除される場合があります。^{※3 ※4}

(2) 特定技能で雇用できる外国人材を直接探すことも、民間のあわせん機関による求人も認められています。また在留する外国人は、ハローワークを通じた応募も可能です。

さらに特定技能外国人が転職する際にハローワークを利用することも可能です。^{※1}

(3) 介護事業所などの受入れ機関と雇用契約を締結する場合は事前にガイダンスを実施する必要があります。在留資格認定証明書交付申請の際には、特定技能外国人支援計画が必要です。また海外から受入れる場合には、事前ガイダンスを海外で実施する

必要があります。受入れ機関が実施することが難しい場合は、登録支援機関と委託契約を締結し、支援計画の一部あるいは全部を委託することも可能です。

(4) 出入国在留管理局への在留資格認定証明書交付申請が認められると在留資格認定証明書が交付されます。これを受入れ機関あるいは登録支援機関から外国人に送付し、査証（ビザ）を申請、受領して入国します。
(5) 在留する外国人の在留資格の変更申請にも特定技能外国人支援計画が必要です。海外からの受入れと同様に登録支援機関に委託することもできます。

12. 受入れ費用の例（1人の場合）

○在留資格認定申請等 支援費用 396,000円
※国外から採用する場合、送り出し機関への手数料、入国にかかる渡航費などが別途費用な場合がある
※入国後の居住費が必要な場合がある

13. 制度の主な特徴

- (1) メリット
 - 他の在留資格から移行の場合には試験免除規定がある
 - 特定技能外国人はハローワーク等を通じた応募も可能
 - 特定技能で雇用できる外国人を直接探すことができる
- (2) 留意点
 - 他の事業所に転職する可能性がある
 - 申請手続きや支援計画が煩雑
 - 制度上、登録支援機関に定められている管理範囲が狭く、技能実習と比較して受けられることができる支援が少ない場合がある

【注・引用】

※1. 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について」R6.3.29 閣議決定

介護・ビルクリーニング・素形材産業・産業機械製造業・電気・電子情報関連産業・建設業・造船・船用工業・自動車整備業・航空業・宿泊業・農業・漁業・飲食品製造業・外食業が対象

※2. 2024年6月19日の厚生労働省の有識者検討会で、訪問介護サービスへの特定技能外国人導入を解禁の方針が決定。

※3. その他、介護福祉士養成施設の修了者、EPA 介護福祉士候補者として入国し、4年にわたり就労・研修に適切に従事した（合格基準の5割以上の得点があることやすべての試験科目で得点があること）在留期間満了者も試験が免除されます。なお、特定技能の5年の在留期間中に介護福祉士に合格した場合は、在留期間更新の回数制限のない在留資格「介護」に移行することが可能になります

※4. 令和6年10月現在（署名12か国：フィリピン、カンボジア、ネパール、ミャンマー、モンゴル、スリランカ、インドネシア、ベトナム、バングラデシュ、ウズベキスタン、パキスタン、タイ、インド、ラオス、キルギス）

※5. ただし、一定期間（6か月程度）、他の日本人職員とチームでケアにあたるなど、ケアの安全性を確保する体制が求められています
第169回介護給付分科会資料より（H31.3.6）

在留資格「介護」の概要

1. 制度の趣旨

専門的・技術的分野への外国人労働者の受け入れです。介護分野の人材不足を解消し、介護の現場を支えることを目的としています。

2. 在留資格

「介護」

(注1) ただし、養成施設ルートで介護福祉士養成校在学中は「留学」となります。

(注2) 養成校を卒業後、介護福祉士登録完了までの約2か月間は「特定活動」となります。

3. 在留期間

5年、3年、1年又は3か月通算の上限なし

4. 日本語能力

日本に入国してから少なくとも2年以上が経過しているので、日本語能力試験N2相当以上の能力はあります。

(注) 養成施設への入学(留学)条件は、N2相当以上または日本国内で1年以上の日本語教育を受けた者(各養成施設入学選抜による)

5. 従事可能なサービス種別

制限なし

6. 配置基準の算定

雇用してすぐに配置基準に含まれる

7. 夜勤の可否

可能

8. 転職の可否

可能

(注) (後述) 長崎県介護福祉士等修学資金を借り受けた場合、5年間は長崎県内に限る。

9. 受入れ調整機関

なし(介護事業所が独自に採用する)

10. 人材のマッチング

◎技能実習制度における「監理団体」、EPAにおける「JICWELS」のような受入れ調整・支援機関はありません。

◎介護福祉士養成校、日本語学校との連携を取るなど、法人・事業所の自主的な取り組みが必要となります。

◎養成校側から就職先の一つとして紹介してもらえるようにするためには、普段から連携姿勢で臨むことが大切です。中でも介護福祉養成課程の実習生の受入により養成校との関係性を強めるのは有効です。

◎介護福祉士養成校に通う留学生の約半数

が何らかの奨学金を受給しています。

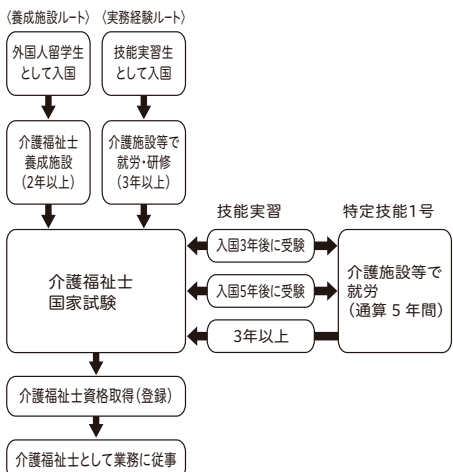
◎介護福祉士養成校に入学する前の日本語学校在籍時から奨学金を支給するケースもあります。

◎転職にあたって人材紹介会社・派遣会社による斡旋も、増えてきています。

11. 家族帯同

家族(配偶者・子ども)の帯同が可能

12. 受入れの流れ



(注) 令和8年度までの介護福祉士養成校卒業生は、卒業後5年以内に国家試験に合格するか、原則卒業後5年間連続して実務に従事すれば介護福祉士の資格を保持できます。

13. 介護福祉士養成校との連携により留学生が就職した場合の費用の例

①入職以降の費用は原則発生しません。

②在学時(在留資格「留学」)

・介護福祉士養成校、日本語学校の学費を奨学金として支援(貸付)する時(例)
養成校(専門学校)2年間の費用:約180万円~200万円(長崎県内の養成校)
日本語学校1年間の費用:約70万円~80万円、
母国内日本語教育費用・渡航費・斡旋料等:約40万円

他に、月々の賃金(生活費)・家賃

(注1)「長崎県介護福祉士等修学資金(最大168万円/2年)」が、法人等が連帯保証人になること等の条件により適用になることがあります。人数枠がある関係上、詳細については、介護福祉士養成校又は長崎社会福祉協議会にお問い合わせください。

14. 制度の主な特徴

(1) メリット

養成施設ルートの場合、介護の基礎の学びを修了した養成校の卒業生は、就職してからも即戦力として活躍できることが期待さ

れる。また、技能実習生や特定技能者等の外国人介護人材を束ねるリーダーとしての役割も期待できます。具体的なメリットとしては次のことが挙げられる。

◎介護福祉士の国家資格を取得した後は長期間の就労が可能(留学生もそれを望んでいる)

◎養成施設の卒業生は、令和8年度の卒業生までは国家試験の合否に関わらず介護福祉士資格を有するものとされる(経過措置※延長は未定)

◎2年間(日本語学校留学の場合は3年間)の奨学金等の支援は軽くはないが、養成施設ルートで養成校との連携で就職した場合、(原則、)入職以降の支出は発生しない(採用している限り継続する監理料等の支出とは異なる)。

◎在留資格「介護」に移行しない限り必ず母国に帰る技能実習生、特定技能1号等の方々への教育、現場の教育担当職員の負担が軽減される。

(2) 留意点

◎養成施設ルートで奨学金支給留学生の場合、介護福祉士として採用するまでに最低2年間という時間がかかる。

◎介護福祉士国家試験合格のハードルが高い。

合格率の比較

令和5年度(2024年1月28日)

全受験者 82.8%

養成施設全卒業生 71.5%

外国人留学生 37.6%

実務経験ルートの場合、働きながらの受験になるので、益々ハードルは高くなります。在留資格「介護」移行に向け、国家試験に合格するための学習支援体制の整備が必須となります。

防災・防犯に関する支援・相談窓口

◎防災に関する支援

高齢者施設などの要配慮者利用施設では、介護保険法による非常災害対策計画や平成29年に改正された水防法による避難確保計画の作成が義務付けられています。日本は災害が多く、発生時には「日本語に不慣れな外国人」は、高齢者や障害者と同じ、「災害時要配慮者」として位置付けられ、支援が必要であるとされています。

災害時に発出される情報の多くは日本語です。

東日本大震災では「高台に避難」という日本語が理解できず「高いところに逃げて」なら理解できたという声や平成30年7月の西日本豪雨の際には、携帯電話に配信される緊急情報が何の情報なのか、警戒情報であることすら理解できなかったという声もあります。日常的に、やさしい日本語による緊急災害時の説明や動画などを活用して外国人に防災の知識を伝えていかなければなりません。

防災啓発動画

東京都多文化共生ポータルサイト「災害について学ぶ」



地震の時
気をつけること



地震の時、動かず待機。
食べ物も備えておこう



◎防犯に関する支援

日本は治安が良く安全・安心な国とイメージを持って入国されてきます。そのため、外国人の方が犯罪に巻き込まれた場合には、心理的な負担が余計に大きく、また、身寄りが少ないこともあり日本人以上の支援が求められます。

さらに、近年では、外国人による犯罪も増加しています。海外には、日本よりルーズな国が少なくないのも事実です。その結果、違法行為への意識や順法意識の差が生じ、犯罪に発展してしまうことがあります。社会風土の違う国で生活してきたことが原因の一つであるわけですが、日本で働く以上、日本のルールに従ってもらう必要があります。さらに、日本での就労を目的に入国してくる外国人にとっては、より高い報酬を得ようと誘惑に乗り加害者となる場合も考えられます。

受入れ事業所として、次のことに気をつけましょう。

- (1) 防犯教育を行いましょう。
- (2) 外国人が犯罪に走らないように日常的な関りを持ちましょう。

相談窓口

対象者	相談先	電話番号	HP
介護現場で就労する外国人、外国人材を雇用する介護施設等	外国人介護人材無料相談サポート(国際厚生事業団)	☎0120-118-370 ※電話以外に、メール・Line、Facebookからも相談受付	
長崎県に住んでいる外国人	長崎県外国人相談窓口(長崎県国際交流協会)	☎095-820-3377	

●出入国在留管理庁
<https://www.moj.go.jp/isa/index.html>



●生活就労ガイドブック(出入国在留管理庁)
https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/guidebook_all.html



●日本語能力試験(JLPT)
<https://www.jlpt.jp/>



受け入れチェックリスト

☒	在留資格	項 目
☐	共 通	外国人と結ぶ雇用契約は適切であるか(日本人に比べて不合理な条件となっていないか)
☐		生活支援の体制は整っているか
☐		在留資格の認定や変更に向けた申請書類は準備されているか
☐	介 護	介護福祉士の資格取得はされているか(新卒の場合は、養成校の卒業見込み)
☐	特定技能	支援責任者は選任されているか(支援業務を外部委託する時は不要)
☐		登録支援機関の選定はされているか(支援業務を外部委託する時は必要)
☐		公益社団法人 国際厚生事業団が設置する協議会の構成員となっているか
☐	技能実習	事業所として設立後3年を計画しているか
☐		監理団体の選定はされているか
☐		受入れ人数枠は適切であるか
☐		技能実習指導者は選任されているか
☐	技能実習 特定技能	実習計画・支援計画等は正しく作成されているか
☐		技能実習実施対象施設であるか(※技能実習・特定技能の場合、訪問系サービスは対象外)

